

絆 要 望 項 目 一 覧

平成26年度11月補正分

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
1 ため池の対策について	
(1) 改修が必要なため池が増加している中で、改修時の1戸あたりの受益者負担額を軽減するよう、対策を講じること。	ため池整備を行う場合には、受益者の負担が厳しいとの意見もあることから、受益者負担の軽減策について、平成27年度当初予算の中で検討する。
(2) ため池の浚渫については、現在、本体工事の付帯工事として行うこととなっている。ゲリラ豪雨や大規模災害等が増える中で、浚渫が適宜行えるよう対策を講じること。	維持管理上、ため池の浚渫を行う場合には、日本型直接支払（多面的機能支払）を活用することが可能であるが、対応できない場合も考えられるので、まずは、市町と連携しながら、現状をよく点検した上で、必要な対策を検討する。
2 市町村一括交付金の拡充を行うこと。	9月議会での議論を受け、市町村交付金制度の見直しについて、10月に各市町村に対してアンケート調査を実施したところである。今後、各市町村からの意見を踏まえ、対象事業の拡充等により、さらに市町村の自由度を高める方向で、平成27年度当初予算の中で見直しを行う。
3 不登校対策について	
不登校児童生徒やひきこもり青少年の保護者の会（例：つながろう会）がある。一人で悩むことがないよう、学校を通じて広くPRし、会と親の橋渡しをすること。	不登校対策に取り組む中で保護者への支援は重要であり、これまでも広報紙「とっとり夢ひろば」などで保護者の会等の情報を提供するなどしている。 また、学校だけではなく関係する機関・団体が連携して取り組むことが重要と考えており、市町村のご意見も伺いながら、どのような保護者支援が可能か検討する。
4 様々な困難を抱える家族支援対応について	
(1) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を目的とした鳥取県居住支援協議会が入居支援の取り組みについて研修を行うようである。その他にも、家族には、教育、生活、医療、福祉等、様々な困難が混在している。これらの問題を縦割りで対応するのではなく、トータルで家族支援ができるような人材を育成し、体制整備を図ること。	複合的な課題を抱える生活困窮者やその家族を包括的に支援し、自立促進を図り、第2のセーフティネットの充実・強化を目的とした「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月1日から施行され、この法律により、平成27年度からは福祉事務所設置自治体（市町村、県）が生活困窮者に対する自立相談支援事業等を実施することとなった。 当該事業の円滑な立ち上げ、人材育成等を図るため、国のモデル事業を活用し、鳥取県社会福祉協議会に「とっとりパーソナルサポートセンター」を平成25年11月25日に開所し、事業の試行や関係機関とのネットワークの構築、国の相談員研修へ参加等の他、市町村の体制整備に対する支援を行っている。 法施行後の平成27年度も、市町村において事業が円滑かつ効果的に実施できるよう、相談・助言等の技術的支援や人材育成のための研修の実施等について、平成27年度当初予算において検討する。
(2) 総社市権利擁護センターのように、認知症や知的障がい、精神障がい、虐待や犯罪などの被害にあわれた方に対する、ワンストップ相談支援機関を創設するよ	認知症の方や知的障がい者等に関する相談が複雑化し、一世帯における問題が複合化している状況において、総合的で切れ目ない支援のためワンストップの相談支援機関は必要であると認識しており、その設置を市町村に働きかけるとともに、意見を聞きながら、幾つかの相談業務の一本化と強化

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
う、市町村に働きかけること。	<p>を図るための事業を平成27年度当初予算で検討している。</p> <p>併せて、平成27年度から市町村において生活困窮や日常生活支援コーディネーターなど新たな相談業務等に関わる職員が増加することも踏まえ、相談業務のスキルアップ研修の実施を平成27年度当初予算で検討している。</p>
5 近年、自転車と歩行者の接触事故が増加している。事故対応策について関係機関で協議し、周知徹底を図ること。	<p>自転車の安全利用については、各時期の交通安全運動や自転車の安全利用推進運動等を通じ、各市町村、関係機関と連携して啓発活動を実施しているが、自転車交通ルールの遵守意識が十分に浸透しているとは言いがたいため、通学等で自転車を利用する機会が多い中高校生等への啓発活動について、11月補正予算による対応を検討している。</p> <p>【11月補正】あんぜんあんしん自転車啓発事業 3,678千円</p>